いじめ防止基本方針

1　目的

いじめ防止対策は、いじめが全ての児童に関する問題であるという認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的とする。

2　いじめに対する基本認識

いじめ防止等の対策は、いじめが全ての児童に関する問題であるという認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的とすることが重要である。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分理解できるように行うことが必要である。

いじめ防止等の対策は、県、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

3　いじめ問題への対応

(1)　いじめの未然防止

・基本的な学力を身に付けるとともに、道徳教育や体験学習の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心、人権尊重の精神を養うなど、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努める。

・校内研修会等でいじめの対応に関わる教職員の資質能力向上を図るとともに、教職員間、学校間の連携を深め、生徒指導の組織的な体制の整備を行う。

・児童会活動や縦割り班活動等の、児童による自主的な活動を支援し、児童の自己指導能力を育てる。

・オンラインゲームやＳＮＳ等を利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。

・発達障害のある児童、特別支援や通級指導を受けている児童、外国籍児童や国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童等に対しては、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2)　いじめの早期発見

・日々の観察から子供のささいな変化を見逃さずに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ組織的な対応に努める。

・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

・いじめアンケート調査や定期的な教育相談、電話相談窓口の周知等を実施していじめを訴えやすい体制を整える。

・連絡ノート、家庭訪問、地域行事への参加等を通して、子供の実態把握に努める。

(3)　いじめに対する対応

・いじめを確認した場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童安全を確保するとともに、校内いじめ対策委員会で迅速かつ適切に調査、対応を行う。

・いじめられている児童といじめを行ったとされる児童それぞれの保護者には、適切に調査、指導する旨を伝え理解を得るとともに継続的に調査、指導状況について報告する。

・市教育委員会へ報告するとともに、事案によっては関係機関と連携したり支援を受けたりして対応する。

・いじめが解消したと見られる場合でも、継続的にきめ細かに観察・指導を行う。また、いじめの解消とはいじめに係る行為が３か月止んでいることと、その時点において児童及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等により認められた時とする。

4　重大事態への対応

(1)　重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態

例　児童生徒が自殺を企図した場合、心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、いじめにより転学等を余儀なくされた場合等

(2)　重大事態への対応

・重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、全教職員が、法や重大事態の調査に関するガイドライン、生徒指導提要等を理解し、平時から備えをしておく。

・学校は速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、問題解決に当たる。

・重大事態に関する調査を円滑に進めることができるよう、対象児童や保護者へ事前説明を行い、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図る。

・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で緊急保護者会等の開催を行う。

・重大事態については、マスコミの対応も考えられるため、窓口を明確にして適切な対応に努める。

(3)　具体的方策

①　校内いじめ対策委員会組織

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、カウンセリング指導員、スクールソーシャルワーカー、育成会代表、主任児童委員、学年主任、該当職員で委員会を組織する。

・いじめを確認した場合、委員会で調査、協議を行うとともに、市教育委員会へ報告をして必要に応じて関係機関と連携をして支援を受ける。

(4)　校内いじめ防止対策委員会構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、該当教員
スクールカウンセラー、カウンセリング指導員、スクールソーシャルワーカー、 育成会会長、主任児童委員

5　いじめ防止対策年間指導計画

	取　組	内　容
教員	学校生活アンケート（毎月） 生活のふり返り（6月、11月、2月）	いじめ等についてのアンケートを実施し、問題の早期発見・解決に努める。
	個人面接（6月、11月、2月）	アンケート調査に基づいて面接し、児童の思いや悩みを把握し、援助と解決に努める。
	WEBQU調査（6月、11月）	調査結果を基に学級の状態を分析し、学級経営を見直す。
	ネットゲーム・SNS等利用状況調査（5月）	インターネット利用状況を把握し、児童へのネットモラルの指導や、保護者との連携による利用管理に生かす。
	ネットルールづくり	ネットのマナーやルール、ネットには危険な一面があること等を学び、学年ごとにネットに関するルール作りを行う。
	長期休業についての指導（7月、12月、3月）	しおりや生活表の作成、家庭への協力依頼、校区等の巡視をする。
	いじめについての学級指導（12月人権週間）	図書資料等を活用し、いじめ防止について指導する。
	職員の情報交換	学年会や職員終礼等で日常の児童に関する情報を交換し、全職員で対応する。
	生徒指導研修会（夏期休業中）	いじめを生まない学年・学級づくりやカウンセリングの仕方、気になる児童についての情報交換、自殺予防教育等について理解を深める。
	生徒指導委員会 （校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任）	いじめ等の問題が起きた時、当事者や周りにいた児童から話を聞き、指導方針や指導方法を共通理解し、複数の教師で指導に当たる。
児童	代表委員会での話合い・実践	全校児童に対して学校生活に関するアンケートを行い明るく楽しい学校生活を送るための活動を話し合い、実践する。（標語・ポスター・作文の紹介、集会での発表等）
	縦割り班活動	異学年の児童と共に目当てをもって活動し、協力と思いやりの心を育む。
育成会	学級懇談会（4月、2月）	交友関係やいじめの状況について保護者に知らせ、児童の心理やいじめを生まないようにするための方法等について懇談する。
	個別懇談（6月、12月、随時）	学校や家庭・地域での児童の様子を話し合い、子供たちの理解に努める。
	育成会理事会	学校からいじめの状況について話題提供し、家庭での児童の様子、学校への要望等を話し合う。
地域	民生児童委員との懇談会	地域での児童の様子を話し合い、児童の健全育成への協力を依頼する。
	道下地区青少年健全育成推進会議	学校内や、公民館等の学校外での活動の様子を話し合い、児童の健全育成を進める。
委員会	校内いじめ防止対策委員会（2月、随時）	いじめを確認した場合、委員会で調査、協議を行うとともに、市教育委員会へ報告をして必要に応じて関係機関と連携をして支援を受ける。